

随意契約理由書

件名	西神中央百貨店ビル ターボ冷凍機整備
契約の相手方	荏原冷熱システム株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>本業務は、西神中央百貨店ビルに設置している荏原冷熱システム(株)製のターボ冷凍機において、長時間の運転により劣化した機器の主要分品の取替及び試運転調整を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>本業務の交換部品は当該機器の主要な構成部品で、他のメーカーの部品とは構造が異なるために互換性がない。また、整備後の運転に必要な制御や構造に関する詳細な情報は当該メーカーのみが知りえることから、各部位の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能を保証するのは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0178)